

市内の福祉事業所に 虐待防止の徹底についての通知を送付しました

要 旨

市内の医療機関で発生した身体的虐待の発生を受け、市所管の介護保険サービス事業所及び市内の障がい福祉サービス事業所へ虐待防止の徹底に係る通知を送付しました。

概 要

- 1 発 送 日 令和4年12月22日(木)
- 2 標 題 事業所等における虐待防止の徹底について
- 3 送付対象 市所管の介護保険サービス事業所
市内の障がい福祉サービス事業所
- 4 送付対象 494 事業所
(内訳)
市所管の介護保険サービス事業所 355 事業所
市内の障がい福祉サービス事業所 139 事業所
- 5 通知内容 別紙のとおり

お問い合わせ先

沼津市役所 市民福祉部 長寿福祉課
直通:055-934-4835
沼津市役所 市民福祉部 障がい福祉課
直通:055-934-4830

沼市長寿第 366 号
令和 4 年 12 月 22 日

市内介護保険サービス事業所等 管理者 各位

沼津市長 頼重 秀一

事業所等における虐待防止の徹底について（通知）

日頃より本市の高齢者福祉行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、高齢者の権利擁護を目的とする「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、各事業所におかれましては、研修の機会等を通じ、高齢者虐待の防止についての理解を深め、高齢者虐待防止に向けた積極的な取組に対し感謝申し上げます。

しかしながら、昨今、高齢者施設、障害者施設、保育施設等における虐待が報じられるところであり、虐待の相談・通報件数、認定件数は全国的に増加傾向にある中、今般市内の医療機関においてもスタッフが患者を暴行するといった身体的虐待の事案が発生したところであります。

高齢者虐待の防止については、令和 3 年度の基準省令の改正により、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生・再発の防止を目的とした委員会の開催や指針の整備等の虐待防止に必要な措置を講ずることが義務付けられております。早急に必要な措置を講じていただくとともに、改めて各事業所の従業者に対して、権利擁護や虐待防止の意識醸成等適切な対応をお願いいたします。

また、「虐待、もしくは虐待の疑い」の通報を利用者、利用者家族、職員等から受けた場合は、速やかに当課まで通報いただきますよう併せてお願いいたします。

担当：沼津市 長寿福祉課 高齢者支援係
電話：055-934-4835
F A X : 055-935-0335
メールアドレス：chouju@city.numazu.lg.jp

沼市障 第327号
令和4年12月22日

各施設・事業所管理者 様

沼津市長 頼重 秀一

事業所等における虐待防止の徹底について（通知）

平素は本市の障がい福祉施策の推進にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、本市は、施設・事業所の皆様に、利用者の人権擁護、虐待防止に取り組むようお願いしてきたところですが、今般、県内外の福祉施設において、利用者に対する虐待の事実が判明しており、本市内の医療機関においてもスタッフが患者を暴行するといった身体的虐待の事案が発生したところであります。

利用者に対する虐待、不適切な支援は、利用者の尊厳を傷つけるだけでなく、障がい福祉サービス事業所及びこれらを運営する法人の社会的信用を損なうものであります。

障害者総合支援法に基づく運営基準及び障害者虐待防止法では、施設・事業所の責務として、虐待防止等のための措置を講じることと定めています。

各施設・事業所におかれましては、日頃から利用者の人権擁護、虐待防止に努められていることと存じますが、改めて確認、徹底していただきますようお願いいたします。

また、「虐待、もしくは虐待の疑い」の情報提供を利用者、利用者の家族、職員等から受けた場合は、速やかに障がい者基幹相談支援センター（障がい者虐待防止センター）まで通報いただきますよう、重ねてお願いいたします。

沼津市障がい者基幹相談支援センター
（障がい者虐待防止センター）

沼津市御幸町 16-1

電話：(055)934-4833

メール：syougaikikan@city.numazu.lg.jp